

証券コード6425
平成18年6月14日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目1番地25
ア ル ゼ 株 式 会 社
代表取締役会長兼社長 岡 田 和 生

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京
1階「ペガサス」
(末尾記載の会場案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第33期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第33期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 第33期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 吸収分割契約承認の件
- 第4号議案 取締役5名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件
- 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 当社社会社の取締役並びに当社及び当社社会社の執行役員、従業員及び顧問に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 修正事項の通知方法

本招集ご通知添付書類及び議決権の行使についての参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.aruze.com>) において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

以 上

(お願い) 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

〔自 平成17年4月1日〕
〔至 平成18年3月31日〕

I. 営 業 の 概 況

1. 営業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、好調な株式市場や企業収益の改善、設備投資の増加など、景気回復への力強い足取りを示しており、雇用情勢の改善による個人消費にも明るさが見られるようになってまいりました。

このような中、当業界におきましては、パチンコホールの規模による二極化の現象が継続しており、業績の好調な大型店の出店が目立つ一方で、小規模店舗の撤退が進んでおります。

パチスロ機につきましては、行き過ぎた射幸性を適正なものとするため、平成16年7月1日より「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則」及び「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」が施行されました。当社パチスロ機につきましては、昨年9月下旬に新基準5号機として第1弾となる「サクラ大戦」の認可を取得し、同10月末よりホール導入を果たしております。その後も順調な認可取得を頂いており、14タイトルのラインアップを揃えるまでになりました。

このような状況下、当社はパチスロ機「サクラ大戦」や「キューティーハニー」など5号機を中心とした7機種、60千台を販売及び設置いたしました。パチンコ機では20インチ液晶を搭載した全面液晶パチンコ機「エア・ビジョン」シリーズを5機種投入し、34千台の販売を行いました。しかし、パチスロ機の販売体制が整ったのが実質的には下期にずれ込んだこと、また、パチンコ機も認可取得の遅れから6月からの販売となり、ともに販売台数が当初計画を大きく下回ったことから、売上高は29,165百万円（前期比 41.1%減）にとどまり、営業損失5,613百万円（前期 営業利益3,354百万円）、経常損失5,805百万円（前期 経常利益3,313百万円）となりました。

特別損益につきましては、特別損失として、たな卸資産評価損2,968百万円や固定資産の減損に係る会計基準適用による減損損失1,171百万円などを計上し、特別損失の総額は6,787百万円となりました。一方、特別利益として、アドアーズ株式会社の株式を一部譲渡したことに伴う子会社株式売却益

2,172百万円を計上するなど、特別利益の総額は2,209百万円となりました。
これらの結果、当期純損失は13,891百万円（前期 7,019百万円）となりました。

品目別売上高の内訳につきましては、次のとおりであります。

	品 目	金 額	前 期 比	構 成 比
製 品	パチスロ・パチンコ・パチコン機	23,885百万円	54.8%	81.9%
	アミューズメント機	2,869	104.4	9.8
	小 計	26,755	57.8	91.7
そ の 他	部 品	347	46.5	1.2
	ロイヤリティー収入他	2,062	83.5	7.1
	小 計	2,409	74.9	8.3
	合 計	29,165	58.9	100.0

連結業績につきましては、連結売上高48,506百万円（前期比33.1%減）、連結経常損失8,578百万円（前期 連結経常利益2,083百万円）となりました。

また、当社は環境にも配慮した部品のリサイクル・リユースについて継続的に取り組んでまいりましたが、更なる資産効率の強化を図るため、一部の部材についてたな卸資産評価損3,143百万円のほか、固定資産の減損に係る会計基準適用による減損損失1,818百万円を計上し、特別損失の総額は5,779百万円となりました。

これらの結果、連結当期純損失は12,713百万円（前期 連結当期純利益1,022百万円）となりました。

2. 対処すべき課題

当社は、中核ビジネスである「パチスロ・パチンコ事業」を強化します。「機械を大切にすること」「お客様を大切にすること」がすべての原点であると当社は考えております。更に、当社は常に「挑戦する姿勢」を保持し、顧客満足度向上とホール様の集客力向上に実績を残したいと考えます。そして、顧客満足度向上・集客力向上という2大課題達成のため、マーケティング機能を更に充実させ、市場分析により市場の変化を的確に捉え、製品企画に反映させる体制作りを継続して努めます。市場にインパクトのあるコンテンツを継続的に提供し続けることが出来る体制こそが、現在の遊技機メーカーに

は求められております。新年度につきましては、原点に戻った活動により市場シェア獲得に向け全力で対応する決意です。

海外カジノ向けゲーミング機器の販売に関しては、平成17年1月のUDN社（ユニバーサル・ディストリビューティング・オブ・ネバダ現Aruze Gaming America, Inc.以下、UDN社）買収により、当期は組織の充実に力点を置き体制作りを努めてまいりました。更に下半期以降は各市場に合った製品開発の為、世界の主要カジノ市場の調査を敢行いたしました。これにより、新年度は特にマカオ市場での当社プレゼンスの向上とラスベガス市場への再上陸を目指し、当該国の検査当局より認可が獲得できるよう全力で取り組みます。

（パチスロ・パチンコの企画・開発・製造・販売における取組み）

①マーケティング力・開発企画力・技術力の強化

当社では、常に変化していく市場ニーズに対して柔軟に即応した商品の企画を可能にするべく、開発企画体制の改革に取り組んでまいりました。組織的開発体制を構築し、開発ツールを整備することで開発の共有化を実現し開発能力を向上させ、パチスロ・パチンコそれぞれ年間24タイトルの開発が可能となりました。また、リアルタイムな市場データの収集に努め、更に市場に発表された各商品の分析データを基本ベースとして魅力ある商品企画に活用できる組織を確立いたしました。

また、当社は過去数年にわたり、映像技術力の強化に継続的に取り組んでまいりました。ゲーム世代が当社の中核ビジネスであるパチスロ・パチンコ世代に移るとき、彼らを満足させる高度な映像表現力が求められます。当社はそれに応えられるだけのハイクオリティーな3DCGを制作出来る技術を蓄積してまいりました。今後は更に当社商品の主力になる大型液晶機向け3DCGを始めとする映像制作に取り組んでまいります。

当社は大型液晶技術、パチスロの12V電源単一化による大幅省電の実現と「クレ満ゴト」に対応したメダル検知センサー等の様々な要素技術の研究・開発にも力を入れており、今後も最先端の技術を当社グループの製品に組み入れてまいります。

②営業体制の強化

当社は、顧客第一主義に基づき、お客様を成功店舗へと導くことが最大の使命であると考えております。

営業社員には自分で目標を設定させており、各自が責任を持って目標達成

を目指し営業活動を行っております。業界で最も優れた営業の形を実現すべく、来期は300名以上の営業社員を中心として新たに構築した営業体制で、市場における大きな躍進を目指します。

営業担当者の商談情報は、リアルタイムに営業本部へ送信されています。この情報によってお客様からの声を直接全国の営業担当者に伝達しています。

営業社員教育においても、本社営業本部と全国の営業所を結ぶテレビ会議システムを用い、お客様から信頼される営業社員を育成するよう努力してまいりました。

今後は更に営業研修を強化し、営業社員への店舗活性化のために必要な情報の収集と浸透・意識強化やロールプレイング等の研修を通し営業技術を向上させ、更には気遣いの出来る営業社員のレベル・質を向上させ、販売力の強化に努めてまいります。

③製造体制の強化とコストダウンの推進

当社では、自社開発による部品のユニット化と、12V電源の単一化及び製品間の部材の共通化による大幅なコストダウンを推進しております。こうしたコストダウン施策と同時に、各製造工程における人材のスキルの向上と生産技術力強化により製造原価率を低減いたします。また、コスト・環境保護の観点から3R（Reuse、Recycle、Reduce）を徹底的に推進してまいります。当社独自のICタグの開発により、リアルタイムでの在庫管理、流通管理にとどまらず、部材の使用期間・品質情報を瞬時に収集し、3Rを効率的に実現してまいります。

（海外カジノ機器の企画・開発・製造・販売における取組み）

当社は、昨年1月にUDN社を買収しその事業を継承するとともに、同社がもつ全てのライセンスを取得いたしました。また、オーストラリア及び南アフリカにおいても同様のライセンスを取得し、当社グループは、海外カジノ市場向け機器について、世界のカジノ市場の拡大に伴いマカオを始めとして、本年度中にはラスベガスでの機械認可を確保すると同時に、営業活動の本格展開を開始し、この事業の拡大を目指してまいります。更に、その他の国や地域においてもカジノ機器販売に必要なゲーミングライセンスの申請を行い、販売を拡大いたします。

今後は、パチスロ製造で培った緻密なコンテンツ企画・開発力と各種の高度要素技術を集約する形で、積極的にカジノ機器を企画・開発・製造し、ラスベガスやマカオを始めとした世界中のカジノへ導入していく予定であります。

す。

なお、販売体制につきましては、Aruze Gaming America, Inc.、Aruze Gaming Australia Pty Ltd、Aruze Gaming Africa (Pty) Ltdの海外法人3社体制を構築いたしました。

(カジノ共同経営事業者としての取組み)

当社は、子会社であるAruze USA, Inc.を通して平成12年にカジノリゾートプロデューサーとして著名なスティーブ・ウィン氏と共同でウィンリゾーツ社を設立し、カジノリゾートホテル運営事業をスタートさせ、平成17年4月、ラスベガスで第1号のカジノホテルをオープンいたしました。敷地総面積87万平方メートルに、地上50階建て客室数2,716室、18ホールの本格的ゴルフコースを持つラスベガスでも特筆されるホテルが完成いたしました。

現在ウィンリゾーツ社はマカオにおいて平成18年9月開業を目指し客室数600室の本格的カジノホテルの建設に入っており、現在完成間近となっております。当社はウィンリゾーツ社の共同事業者として、今後大きく拡大が予想されるカジノ運営事業に積極的に取り組んでまいります。そのために、カジノ運営事業の全体に精通した人材の育成を進めております。

なお、上述のウィンリゾーツ社 (Wynn Resorts, Limited) はNASDAQに上場しております。

(特許戦略の取組み)

かねてから当社は、知的財産の創出と保護の重要性を認識し、特許等の知的財産の早期発掘、早期出願のための仕組み作りを進めてまいりました。平成18年3月期においては目標の1,800件を超える出願を達成いたしました。また、平成19年3月期においては1,850件を目標にしており、その成果を示しております。

当社が取得した特許及び特許出願中の技術は、他社と比較して極めて有効で実利的な内容であり、これらを最大限自社製品の開発に生かし、製品付加価値を向上させることで、他社製品と技術面での差別化を図り、当社グループの事業における優位性を確保してまいります。更に、特許ライセンス収入の確保を目的とした、特許活用戦略及び権利侵害に対する権利行使戦略を強力に推進してまいります。なお、平成18年1月号、発明通信社発行「月刊発明通信」により当社は平成17年(2005年)日本企業の公開特許件数を元にしたランキングにて、特許公開件数「1,514件」で第30位にランクされました。

(コンプライアンスに関する取組み)

真にコンプライアンスを実践していくためには、会社が直面する問題に対して適切な判断を下していくことが必要となります。コンプライアンスの観点から会社としての答えを出し、その答えに基づいて行動することが求められます。

今後も起こりうる問題に対して、周囲の状況等に屈することなく、コンプライアンスの観点から事態を判断し、厳格に対処してまいります。

3. 資金調達の状況

資金の安定性確保を目的に、社債発行により3,000百万円、銀行借入29,500百万円による資金調達を行いました。なお、社債の償還1,700百万円、借入金の返済33,024百万円を実施いたしました。

4. 設備投資の状況

当期中における設備投資額は4,241百万円であり、主なものは次のとおりであります。

パチスロ・パチンコ事業	貸与資産	3,381百万円
	工具器具備品	707百万円

5. 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 30 期 (平成14年度)	第 31 期 (平成15年度)	第 32 期 (平成16年度)	第 33 期 (平成17年度)
売 上 高(百万円)	118,615	79,491	49,526	29,165
経 常 利 益(百万円)	40,622	9,738	3,313	△5,805
当 期 純 利 益(百万円)	20,488	1,723	△7,019	△13,891
1株当たり当期純利益 (円)	253.21	21.56	△87.85	△173.86
総 資 産(百万円)	188,457	173,342	188,004	173,286
純 資 産(百万円)	147,849	144,250	134,831	118,560

(注) 当期につきましては、「I. 営業の概況 1. 営業の経過及び成果」のとおりであります。

II. 会 社 の 概 況 (平成18年3月31日現在)

1. 主 要 な 事 業 内 容

- (1) 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び輸出入
- (2) 音声・映像のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売
- (3) コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売
- (4) 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
- (5) ゲーム用機器の試験研究、企画、開発、製造、販売
- (6) 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
- (7) 上記各号に付帯する一切の事業

2. 事 業 所 及 び 工 場

- ・本 社 東京都江東区
- ・営 業 所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌営業所	札幌市中央区	静岡営業所	静岡県静岡市
釧路営業所	北海道釧路市	名古屋営業所	名古屋市東区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	金沢営業所	石川県金沢市
仙台営業所	仙台市宮城野区	京都営業所	京都市下京区
郡山営業所	福島県郡山市	大阪営業所	大阪市西区
北関東営業所	栃木県宇都宮市	神戸営業所	神戸市中央区
水戸営業所	茨城県水戸市	岡山営業所	岡山県岡山市
新潟営業所	新潟県新潟市	広島営業所	広島市南区
埼玉営業所	さいたま市大宮区	四国営業所	愛媛県松山市
東京営業所	東京都江東区	福岡営業所	福岡市博多区
千葉営業所	千葉市美浜区	熊本営業所	熊本県熊本市
神奈川営業所	横浜市中区	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市

・出張所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
青森出張所	青森県青森市	大分出張所	大分県大分市
長野出張所	長野県長野市		

・工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
四街道工場	千葉県四街道市	米子工場	鳥取県米子市

3. 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 324,820,000株
 (2) 発行済株式の総数 80,195,000株
 (3) 株 主 数 9,871名

4. 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
岡 田 和 生	32,951,500株	41.2%	－株	－%
岡 田 知 裕	24,143,000	30.2	－	－
岡 田 裕 実	5,325,000	6.7	－	－
横 塚 ヒ ロ 子	2,449,000	3.1	－	－
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント ア カウンツ イー アイエスジー	782,031	1.0	－	－
モルガン・スタンレー・アンド・ カンパニー・インターナショナル・ リ ミ テ ッ ド	601,967	0.8	－	－
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント	563,600	0.7	－	－

5. 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 取得した株式 | |
| 普通株式 | 358株 |
| 取得価額の総額 | 0百万円 |
| (2) 処分した株式 | 該当事項はありません。 |
| (3) 失効手続をした株式 | 該当事項はありません。 |
| (4) 決算期末において保有する株式 | |
| 普通株式 | 291,876株 |

6. 新株予約権の状況

- (1) 現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年6月27日
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の発行価額	無償

発行決議の日	平成16年6月29日
新株予約権の数	497個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	49,700株
新株予約権の発行価額	無償

(2) 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

発行した新株予約権の内容

発行決議の日	平成16年 6 月29日	
新株予約権の数	497個	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	49,700株	
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の払込金額及び資本組入額	払込金額	2,434円
	資本組入額	1,217円
新株予約権の権利行使期間	自 平成18年 7 月 1 日	
	至 平成21年 6 月30日	
権利行使の条件	当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員 の地位を保有する場合に限り行使することができる。ただし新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。	
消却の事由及び条件	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転事項承認の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が、上記「権利行使の条件」に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には、その新株予約権は無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間の終了後一括して行うことができるものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。なお、質入の処分をすることはできない。	

割当てを受けた特定使用人等の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数
(上位21名)

区 分	氏 名 また は 名 称	新株予約権の数
当社の使用人	小林 輝彦	20個
当社の使用人	清川 光雄	15個
当社の使用人	鍋島 弘臣	15個
当社の使用人	井上 正樹	10個
当社の使用人	伊藤 準	10個
当社の使用人	大橋 秀明	10個
当社の使用人	引地 辰男	10個
当社の使用人	庄子 善行(注)	10個
当社の使用人	松野 雅樹	10個
当社の使用人	渡辺 裕之	10個
当社の使用人	楡木 孝夫	10個
当社の使用人	古城戸 茂教	10個
当社の使用人	平方 亮平	10個
当社の使用人	江森 和樹	10個
当社の使用人	菅原 徹	10個
当社の使用人	竹下 登	10個
当社の使用人	八重樫 信夫	10個
当社の使用人	針ヶ谷 正和	10個
当社の使用人	畠山 裕明	10個
当社子会社の取締役	福田 貞夫	10個
当社子会社の取締役	中野 文夫	10個

(注) 退職に伴い、権利を喪失しております。

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区 分	当社の使用人	当社の子会社の取締役	当社の子会社の監査役	当社の子会社の使用人
新株予約権の数	444個	33	—	20
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	—	普通株式
目的となる株式の数	44,400株	3,300	—	2,000
付与した者の総数	77名	5	—	6

7. 従業員 の 状 況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	800名	102名減	34.10歳	5.07年
女 性	145名	31名増	32.12歳	4.00年
合計または平均	945名	71名減	34.06歳	5.03年

(注) 役員及び嘱託者は、含みません。

8. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)システムスタッフ	15百万円	100.0 %	不動産賃貸、ビル管理
(株)メーシー販売	20百万円	100.0	遊技機開発、製造、販売
(株)エレコ	10百万円	100.0	遊技機開発、製造、販売
(株)ミズホ	10百万円	100.0	遊技機開発、製造、販売
(株)セタ	2,495百万円	68.5	遊技機関連機器の開発、製造、販売、ゲーム機器・ソフトの開発、販売
ARUZE USA, Inc.	10US\$	100.0	米国投資管理
日本アミューズメント放送㈱	382百万円	100.0	C S放送事業
ノーチラス(株)	10百万円	100.0	ゲームソフトの開発、映像開発 遊技機器及び関連部品等の販売
㈱フォレストエンターテイメント	25百万円	100.0	ゲームソフトの開発、映像開発
(株)ピートウピーエー	222百万円	71.1	情報通信・システム開発事業
Aruze Gaming America, Inc.	5,000US\$	100.0	ゲーミング機器の販売
Aruze Gaming Australia P t y L t d	5,100,004AU\$	100.0	ゲーミング機器の販売
Aruze Gaming Africa (Pty) Ltd	2ランド	100.0	ゲーミング機器の販売

(2) 企業結合の経過

1. (株)セタは、平成18年3月の当社引受けによる第三者割当増資により資本金は2,495百万円、議決権比率は68.5%となりました。
2. アドアーズ(株)は、平成18年3月に当社が保有株式の一部を売却したことに伴い、関連会社となったため当社子法人等から除外しております。
3. ワイズテック(株)は、当期より休眠会社となり重要性がなくなりましたので記載を省略しております。

(3) 企業結合の成果

企業結合の成果につきましては、「I. 営業の概況 1. 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

9. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 額	借 入 先 が 有 する 当 社 の 株 式 の 数
(株) あ お ぞ ら 銀 行	8,074百万円	300,000株
(株) り そ な 銀 行	4,571	—
(株) 新 生 銀 行	4,500	—
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,074	250,000
(株) 三 井 住 友 銀 行	3,074	200,000
住 友 信 託 銀 行 (株)	2,250	100,000
(株) 横 浜 銀 行	1,600	—
(株) み ず ほ 銀 行	1,000	—

10. 取締役及び監査役の状況

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業
岡田和生	代表取締役会長兼社長
富士本淳	取締役副社長兼開発本部長
堀義人	取締役 コンプライアンス担当
澤田宏之	取締役 (ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社代表取締役)
吉井紘一	常勤監査役
田村達美	監査役
洵上正隆	監査役

(注) 当期中の取締役、監査役の異動

- 平成17年6月29日開催の第32期定時株主総会において、平本義行氏は監査役に選任され就任いたしました。平成17年8月22日付をもって辞任により監査役を退任いたしました。
- 平成17年6月29日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって、岸肇氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
- 平成18年1月18日付の取締役会において、次のとおり代表取締役の異動がありました。

新役職名	氏名	旧役職名
代表取締役会長兼社長	岡田和生	取締役会長
取締役	阿南一成	代表取締役社長

- 平成18年1月25日付をもって、阿南一成氏は辞任により取締役を退任いたしました。
- 取締役澤田宏之氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
- 監査役田村達美氏及び洵上正隆氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	(注1) 5名	(注2) 569百万円	(注3) 5名	(注4) 22百万円	10名	591百万円	

- (注) 1. 平成18年1月25日に退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 株主総会の決議による報酬限度額は1,000百万円であります。(平成10年3月26日開催臨時株主総会決議)
 3. 平成17年6月29日に退任した監査役1名及び平成17年8月22日に退任した監査役1名を含んでおります。
 4. 株主総会の決議による報酬限度額は100百万円であります。(平成10年3月26日開催臨時株主総会決議)

11. 会計監査人に対する報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

区 分	支 払 額
1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	61百万円
2. 上記1.のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	61百万円
3. 上記2.のうち当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	28百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3.の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	80,113	流 動 負 債	34,784
現金及び預り金	36,050	支払手形	3,897
受取掛手形	6,218	買掛金	3,042
売掛金	4,472	短期借入金	15,750
製材品	388	1年以内返済予定の長期借入金	1,408
原仕材品	16,040	1年以内償還予定の社債	2,700
貯蔵品	4,049	未払金	1,088
前払費用	106	未払費用	318
繰延税金資産	383	未払法人税等	56
短期貸付金	246	前受金	2,299
短期貸付金勘定	2,810	預り金	146
追徴税額未入金	3,221	前受収益	3,882
未収消費税等	1,998	賞与引当金	188
未収消費税等他金	1,882	その他	6
倒引当金	93	固 定 負 債	19,940
固 定 資 産	93,079	社債	8,100
有形固定資産	17,489	長期借入金	10,985
建物	3,323	預り保証金	855
構築物	208	負 債 合 計	54,725
機械及び装置	1,975	資 本 の 部	
車両運搬具	134	資本金	3,446
貸与資産	3,226	資本剰余金	7,503
工具器具備品	1,870	資本準備金	7,503
土地	6,251	利益剰余金	109,411
建設仮勘定	499	利益準備金	861
無 形 固 定 資 産	864	任意積立金	115,089
特許権	26	別途積立金	115,040
商標	0	特別償却準備金	49
ソフトウェア	813	当期末処理損失	6,539
電話加入権	24	株式等評価差額金	36
その他の資産	74,724	自 己 株 式	△1,837
投資有価証券	4,038	資本合計	118,560
子会社株	57,751	負債及び資本合計	173,286
子会社長期貸付金	447		
子会社長期貸付金等	10,420		
破産更生債権費用	3,072		
長期延税金資産	7		
繰延税金資産	116		
敷金保証金	736		
倒引当金	1,738		
繰延資産	△3,605		
社債発行費	93		
資 産 合 計	173,286		

損 益 計 算 書

〔自 平成17年 4月 1日〕
〔至 平成18年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		29,165
	売 上 高		
	営 業 費 用	15,522	
	売 上 原 価 販売費及び一般管理費	19,257	34,779
	営 業 損 失		5,613
損 益 の 部	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息	198	
	受 取 配 当 金	1	
	為 替 差 益	63	
	そ の 他	71	335
	営 業 外 費 用		
	支 払 利 息	360	
社 債 発 行 費 償 却	74		
そ の 他	91	526	
	経 常 損 失		5,805
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	子 会 社 株 式 売 却 益	2,172	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	32	
	そ の 他	5	2,209
	特 別 損 失		
	た な 卸 資 産 評 価 損	2,968	
	業 務 委 託 精 算 損	1,364	
	減 損 損 失	1,171	
	子 会 社 株 式 評 価 損	845	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	312	
	固 定 資 産 除 却 損	80	
そ の 他	44	6,787	
	税 引 前 当 期 純 損 失		10,382
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		45
	法 人 税 等 調 整 額		3,463
	当 期 純 損 失		13,891
	前 期 繰 越 利 益		7,352
	当 期 未 処 理 損 失		6,539

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法

(2) 貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、貸与資産については、契約期間を償却年数として、当該期間で均等償却しております。

また、平成10年4月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

商法施行規則の規定に基づき、3年間で均等償却しております。

5. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、将来の賞与支給見込額を計上しております。

(追加情報)

当期より支給対象期間を変更しており、この変更に伴い、従来の支給対象期間によった場合と比較して、賞与引当金繰入額が82百万円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が82百万円減少しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税引前当期純損失は1,171百万円増加しております。

なお、減損損失累計額については各資産の金額から直接控除しております。

(貸借対照表関係)

1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 子会社に対する金銭債権・債務

短期債権	6,514百万円
長期債権	1,005百万円
短期債務	1,021百万円
長期債務	91百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 13,374百万円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び器具備品の一部についてはリース契約により使用しております。
5. 受取手形裏書譲渡高 2,264百万円
6. 偶発債務
 - (1) 保証債務の残高
子会社の貸借人からの差入敷金・保証金の返還に対する保証
(株)システムスタッフ 454百万円
 - (2) 平成10年度に係る税務更正処分の審査請求につき、東京国税不服審判所で審理されてまいりましたが、平成16年1月29日付で裁決がございました。当該裁決の結果、更正所得金額は、当初の2,949百万円より16百万円減額された2,932百万円となりましたが、当社は本裁決を不服として、平成16年4月27日付で東京地方裁判所へ法人税更正処分取消訴訟を提起いたしました。訴訟の結果によっては上記金額に住民税及び事業税を加えた1,998百万円が損失になる可能性があります。
 - (3) 当社の元役員真鍋勝紀の個人資産管理会社であるケイエム企業(株)より、当社と締結していた「株式売買予約契約書」に基づく同社所有のSigma Game, Inc. 株式の譲渡に関して、当社が米国ゲーミングボードの許可を得られなかったために、株式の譲渡ができなかったとする違約金請求訴訟(請求額3,000万米\$)を平成14年10月31日付で東京地方裁判所に提起され、平成18年1月17日付でケイエム企業(株)の請求を全面的に認める判決が下されました。これに対して当社は、本判決を不服とし平成18年1月18日付で控訴しております。
また、上記訴訟に関連して、アドアーズ(株)が真鍋氏に対して、貸付金2,074百万円の支払請求訴訟を提起し、第一審はアドアーズ(株)勝訴の判決が下されました。当社は、上記貸付金につき、債務保証をしておりましたが、平成18年3月30日、上記貸付金債権2,074百万円を譲り受けたため、当該貸付金の債権者となり、同時に保

証債務（2,074百万円）は消滅しました。また、当社は、同貸付金債権の譲り受けを原因として、上記訴訟に訴訟参加し、原告の地位をアドアーズ㈱から承継しました。なお、当該訴訟の結果によっては、当該債権2,074百万円と上記請求額との差額が損失となる可能性があります。

- (4) 当社の元子会社㈱エス・エヌ・ケイ（現在破産手続中）のオーナーであった川崎英吉氏等より、当社が同氏等を連帯保証人として㈱エス・エヌ・ケイに貸付けた10億円の保証債務は存在しないとして、平成14年10月17日付で大阪地方裁判所に債務不存在確認請求訴訟が提起されておりましたが、平成17年10月13日付の第一審判決で訴えの利益を欠くものとして同氏等の訴えは却下されております。また、当社の当該保証債務の履行を求める請求についても棄却されたため当社は平成17年10月31日付で控訴しております。なお、上記貸付金10億円は前期までに貸倒償却を完了しており、これによる損益への影響はありません。また、同氏等より㈱エス・エヌ・ケイが破産したのは当社が資金援助を打ち切ったことによるものとして、平成14年10月28日付で大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟（請求額6,791百万円）を提起されておりましたが、平成17年10月13日付の第一審判決において同氏等の請求は棄却され、当社が勝訴しております。なお、同氏等は本判決を不服とし、平成17年10月27日付で控訴しております。
- (5) 当社は平成14年2月28日から同年10月28日にかけて㈱S N Kプレイモアより著作権等侵害に基づく損害賠償請求訴訟5件（請求額9,632百万円）を大阪地方裁判所に提起されております。当該訴訟について平成16年1月15日付の中間判決において、当社の行為が著作権等の侵害に当たるとの判断が下されましたが、平成16年12月27日付の判決の結果、損害賠償額は請求額9,632百万円に対して41百万円となりました。これに対して、当社は著作権等の侵害に当たるとの判決を不服として同日控訴しております。一方、㈱S N Kプレイモアは平成17年1月7日付で敗訴部分（請求額9,591百万円）について控訴しております。
- (6) 当社が平成16年2月6日に㈱S N Kプレイモアの製造販売するパチスロ機は当社保有の特許権を侵害するとして同機の製造販売を差し止める仮処分を東京地方裁判所に申し立てたことを当社ホームページへ記載した行為が不法行為であるとして、同社及び㈱S N Kネオジオは平成16年8月26日付で大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟（請求額3,349百万円）を提起しておりましたが、平成17年10月31日付の第一審判決において同社及び㈱S N Kネオジオの請求は棄却され、当社が勝訴しております。なお、同社は吸収合併した㈱S N Kネオジオの地位を継承した上で、本判決を不服とし、平成17年11月11日付で控訴しております。
- (7) 平成15年6月に当社が発売したパチスロ機「ゴールドX」においてプログラム上の不具合があったことに起因して、パチスロ機設置場所の閉鎖に伴う逸失利益等の損害を被ったとして、販売先38社が平成16年8月から平成17年1月にかけて損害賠償請求訴訟4件（請求額合計261百万円）を東京地方裁判所に提起しております。

なお、上記販売先38社のうち16社が訴訟を取下げており、期末時点で提訴している販売先は22社であります。また、損害賠償請求額合計は210百万円となります。

7. 資産に時価を付することにより増加した貸借対照表の純資産額36百万円は、商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されているものです。

(損益計算書関係)

1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引高

営業取引	売上高	2,233百万円
	営業費用	3,227百万円
営業取引以外の取引		1,671百万円

3. 支配株主との取引高

営業取引以外の取引	0百万円
-----------	------

4. 1株当たり当期純損失 173円86銭

5. 減損損失

当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失
遊休	土地	伊東市・伊豆市他	484百万円
遊休	機械装置他	四街道市	345百万円
ゲーム機器事業	機械装置他	米子市他	342百万円
合		計	1,171百万円

(経緯)

遊休不動産については、著しい地価の下落により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（484百万円）として特別損失に計上しました。

遊休資産については、今後の利用予定がないと見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（345百万円）として特別損失に計上しました。

ゲーム機器事業については、収益性低下により投資額の回収が困難と見込まれる

ため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（342百万円）として特別損失に計上しました。

（グルーピングの方法）

事業別セグメント区分を考慮し、資産グループを決定しております。なお、将来の使用が未確定の遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。

（回収可能価額の算定方法）

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定士による鑑定評価額により評価し、その他の資産については税法規定等に基づく残存価額により評価しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	6,539,012,708
任 意 積 立 金 取 崩 額	
別 途 積 立 金 取 崩 額	9,118,998,919
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	18,076,269
計	2,598,062,480
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金	1,598,062,480
〔1株につき20円〕	
次 期 繰 越 利 益	1,000,000,000

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月26日

アルゼ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 田 弘 幸 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 種 村 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、アルゼ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第33期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
なお、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に関する会計基準を適用したが、この変更は会計基準等の設定によるものであり相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第33期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月30日

アルゼ株式会社 監査役会
常勤監査役 吉井 紘一 ㊟
監査役 田村 達美 ㊟
監査役 渕上 正隆 ㊟

(注) 監査役田村達美及び監査役渕上正隆は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

連結貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	83,230	流動負債	37,586
現金及び預金	37,439	支払手形及び買掛金	7,936
受取手形及び売掛金	11,578	短期借入金	16,850
たな卸資産	23,377	1年以内返済予定の長期借入金	1,509
繰延税金資産	2,919	1年以内償還予定の社債	2,800
未収法人税等	70	未払金	1,162
その他	7,916	未払法人税等	78
貸倒引当金	△ 71	未払消費税等	87
固定資産	84,658	賞与引当金	212
有形固定資産	29,826	前受金	2,355
建物及び構築物	6,707	前受収益	3,868
機械装置及び運搬具	2,131	その他	725
貸与資産	3,302	固定負債	22,077
土地	15,050	社債	8,450
その他	2,635	長期借入金	11,160
無形固定資産	1,558	その他	2,467
連結調整勘定	489	負債合計	59,664
その他	1,069	少数株主持分	
投資その他の資産	53,273	少数株主持分	306
投資有価証券	49,876	資本の部	
長期貸付金	443	資本金	3,446
敷金保証金	806	資本剰余金	7,503
繰延税金資産	81	利益剰余金	96,775
破産更生債権等	3,284	株式等評価差額金	42
その他	2,491	為替換算調整勘定	2,090
貸倒引当金	△3,710	自己株式	△1,837
繰延資産	101	資本合計	108,020
新株発行費	4	負債、少数株主持分及び資本合計	167,990
社債発行費	97		
資産合計	167,990		

連結損益計算書

〔自 平成17年4月1日〕
〔至 平成18年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目		金 額		
経常損益の部	営業収益			
	売上高		48,506	
	営業費用			
	売上原価	31,099		
	販売費及び一般管理費	22,717	53,816	
	営業損失		5,310	
	損益外の部	営業外収益		
		受取利息	95	
		受取賃貸料	116	
		スワップ評価益	145	
その他		363	720	
営業外費用				
支払利息		650		
持分法による投資損失		3,029		
その他		308	3,989	
経常損失			8,578	
特別損益の部	特別利益			
	固定資産売却益	58		
	投資有価証券売却益	2,274		
	持分法による投資利益	330		
	その他	257	2,921	
	特別損失			
	固定資産売却損	178		
	固定資産除却損	187		
	たな卸資産評価損	3,143		
	減損損失	1,818		
その他	450	5,779		
	税金等調整前当期純損失		11,436	
	法人税、住民税及び事業税		168	
	法人税等調整額		1,734	
	少数株主損失		625	
	当期純損失		12,713	

注 記 事 項

(連結の範囲等に関する事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

- ① 連結子法人等の数 13社
- ② 主要な連結子法人等の名称 「重要な子法人等の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子法人等の状況

- ① 主要な非連結子法人等の名称等 北京アルゼ開発有限公司
日本将棋ネットワーク㈱
その他国内1社
- ② 連結の範囲から除いた理由 非連結子法人等は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等の状況

- ① 持分法適用の非連結子法人等又は関連会社数 4社
- ② 主要な会社の名称 Luck Holdings (Pty) Ltd
Luck At It Eastern Cape (Pty) Ltd
Wynn Resorts, Limited
アドアーズ㈱

(2) 持分法を適用していない非連結子法人等又は関連会社の状況

- ① 主要な会社の名称等 北京アルゼ開発有限公司
日本将棋ネットワーク㈱
その他国内1社
- ② 持分法を適用しない理由 それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

アドアーズ(株)は株式の一部が売却されたことにより、連結子法人等から除外しております。

ワイズテック(株)は休眠会社となり重要性がなくなったため、連結範囲から除外しております。

(株)アドバズスト・コンバージェンス・テクノロジーは清算終了により連結範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用範囲の変更

Luck Holdings (Pty) Ltd 及び Luck At It Eastern Cape (Pty) Ltd は、当社の子会社である Aruze Gaming Africa (Pty) Ltd が、両社株式を追加取得したことにより持分法適用の非連結子法人等となりました。

アドアーズ(株)は株式の一部が売却されたことにより、持分法適用の関連会社へ変更となりました。

4. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、ARUZE USA, Inc.、Aruze Gaming America, Inc.、Aruze Gaming Africa (Pty) Ltd、Aruze Gaming Australia Pty Ltdの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、平成18年1月1日から連結決算日平成18年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(会計処理基準に関する事項)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

① 商品、製品、原材料

主として総平均法による原価法

② 仕掛品

主として総平均法による原価法

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 当社及び国内連結子法人等 定率法

耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、貸与資産を除く賃貸用資産については定額法を採用しております。なお、貸与資産については、契約期間を償却年数として、当該期間で均等償却しております。

ただし、貸与資産のうち周辺機器に係る減価償却方法を定率法より定額法に変更しておりますが、この変更による影響額は軽微であります。所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を主として採用しております。

② 海外連結子法人等

(2) 無形固定資産

① 当社及び国内連結子法人等

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を償却する方法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については定額法を採用しており、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 海外連結子法人等

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

新株発行費

商法施行規則の規定に基づき、3年間で均等償却しております。

社債発行費

商法施行規則の規定に基づき、3年間で均等償却しております。

4. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、海外連結子法人等については主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(追加情報)

当連結会計年度より支給対象期間を変更しており、この変更に伴い、従来の支給対象期間によった場合と比較して、賞与引当金繰入額が86百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が86百万円減少しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

完成工事高

① 請負額10億円以上、かつ工期1年以上のもの

工事進行基準

② 上記以外のもの

工事完成基準

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の条件を充たしているものについては特例処理を採用しております。

- | | | |
|---|-------------------------------|--|
| ② | ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
ヘッジ対象 | 金利スワップ
借入金 |
| ③ | ヘッジ方針
金利スワップ | 金利変動による借入債務の金利負担増大の可能性を減殺するために行っております。 |
| ④ | ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップ取引は、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、金利相場変動を完全に相殺すると認められるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。 |

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純損失は1,818百万円増加しております。

なお、減損損失累計額については各資産の金額から直接控除しております。

(連結貸借対照表の注記)

- | | | | |
|----|----------------|-----------|----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 15,057百万円 | |
| 2. | 担保に供している資産 | 建物及び構築物 | 939百万円 |
| | | 土 地 | 3,134百万円 |
| 3. | 重要な訴訟事件 | | |

重要な訴訟事件につきましては、「注記事項（貸借対照表関係）6. 偶発債務(2)～(7)」に記載しております。

(連結損益計算書の注記)

1. 1株当たり当期純損失

159円11銭

2. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
遊 休 資 産 等	土 建 物 地 他	伊 東 市 市 他 伊 豆 市 市 他	1,060百万円
店 舗 及 び 賃 貸 用 不 動 産	土 建 物 地 他	相 模 原 市 他	416百万円
ゲ ー ム 機 器 事 業	機 械 装 置 他	米 子 市 市 他	342百万円
合		計	1,818百万円

(経緯)

遊休資産等については、将来の使用が未確定の資産及び、市場価格の著しい下落のみられる不動産について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,060百万円)として特別損失に計上しました。

店舗及び賃貸用不動産については、市場価格の著しい下落及び賃貸・損益収支が低下している資産グループについて回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(416百万円)として特別損失に計上しました。

ゲーム機器事業については、収益性低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(342百万円)として特別損失に計上しました。

(グルーピングの方法)

事業別セグメント区分を考慮し、資産グループを決定しております。なお、店舗及び賃貸用不動産と将来の使用が未確定の遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法)

当該資産グループの回収可能価額は次のとおりです。

<遊休資産等とゲーム機器事業>

正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定士による鑑定評価額により評価し、その他の資産については税法規定等に基づく残存価額により評価しております。

<店舗及び賃貸用不動産>

主に使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて算出しております。

(重要な後発事象)

当社は日本電動式遊技機特許株式会社との間におけるパテントプール方式による特許の実施許諾に関する契約に基づき、同社に対し、当社の保有特許に関する平成10年度分の特許実施料から、当社及び子会社が同社に対して負担する特許実施料債務と相殺した金額を控除した残額金321百万円の支払を求めて、平成18年5月31日付で訴訟を提起いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年6月7日

アルゼ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 田 弘 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 種 村 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、アルゼ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第33期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。

監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いアルゼ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損に関する会計基準を適用したが、この変更は会計基準等の設定によるものであり相当と認める。

また、訴訟の提起に関する後発事象が連結計算書類に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第33期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人、新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年6月9日

アルゼ株式会社 監査役会

常勤監査役 吉井 紘 一 ⑩

監査役 田村 達 美 ⑩

監査役 渕 上 正 隆 ⑩

(注) 監査役田村達美及び監査役渕上正隆は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

議決権の行使についての参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第33期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類27頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金は、株主重視の観点から利益還元に努め、当期の業績、経営環境等を総合的に勘案して、1株につき20円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を42頁から56頁に記載の対照表中の〔定款変更案1〕及び〔定款変更案2〕のとおり変更いたしたいと存じます。なお、〔定款変更案1〕については本議案が承認された時をもって変更の効力が生じるものとし、〔定款変更案2〕については第3号議案が承認可決されることを条件に、第3号議案に係る会社分割の効力発生日をもって変更の効力が生じるものいたします。

1. 変更の理由

〔定款変更案1〕

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります（変更案第2条）。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応する経営体制を構築し、取締役の経営責任をより明確にするため、現行定款第18条（任期）に規定する取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、あわせて任期の調整に関する規定を削除するものであります（変更案第21条）。
- (3) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- ① 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、当社定款には、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨（変更案第4条）、株券を発行する旨（変更案第8条）並びに株主名簿管理人を置く旨（変更案第12条）の定めがあるものとみなされているため、定款の表記上もその旨を明記するものであります。

- ② 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります（変更案第10条）。
 - ③ より充実した情報の開示を行うことを可能とするため、株主総会参考書類等のインターネット開示に関する規定を新設するものであります（変更案第16条）。
 - ④ 必要が生じた場合に、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう規定を新設するものであります（変更案第25条第2項）。
 - ⑤ コーポレートガバナンスの充実に向けて、社外監査役が、その期待される役割を十分に果たし、また、社外監査役として有能な人材を招聘しやすい環境を整備するため、社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設するものであります（変更案第38条第2項）。
 - ⑥ 上記のほか、会社法に基づき必要とされる事項に関する規定の加除・修正及び移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記規定の新設等に伴う条数の変更、その他規定の整備を行うものであります。

[定款変更案2]

「事業持株会社体制」への移行に伴う変更

第3号議案 吸収分割契約承認の件に記載のとおり、経営の健全性と透明性を高めコーポレートガバナンスの充実を図るため、平成18年10月1日より、「事業持株会社体制」への移行を予定しております。

これに伴い、商号を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

[定款変更案1]

(本議案の承認時に変更)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、アルゼ株式会社と称し、英文では、ARUZE CORP. と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給 2. コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸 3. 遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入 4. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導 5. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、<u>下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理</u>することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～19. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>6. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売</p> <p>7. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売</p> <p>8. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入</p> <p>9. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売</p> <p>10. 金属工作機械の製造及び販売</p> <p>11. 工作機械の加工・組立</p> <p>12. 機械器具部品の加工・組立</p> <p>13. 上記各号に関する古物品の販売</p> <p>14. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介</p> <p>15. 通信販売業</p> <p>16. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業</p> <p>17. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス</p> <p>18. 不動産の売買及び賃貸管理</p> <p>19. 通信機器の設計、製造及び販売</p> <p>20. <u>上記各号に付帯する一切の事業</u> (新 設)</p>	<p>20. 労務、経理等の事務代行業務</p> <p>21. <u>子会社への金銭の貸付及び金銭貸付の媒介</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都江東区に置く。 (新 設)</p>	<p>22. <u>上記各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>② <u>当社は、前項第1号から第21号に掲げる事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>③ <u>当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。</u></p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行どおり)</p>
<p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (会社が発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、324,820,000株とする。 <u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (新 設)</p>	<p><u>第4条 (機関)</u> <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、324,820,000株とする。</p>
<p>第5条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (会社が発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、324,820,000株とする。 <u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (新 設)</p>	<p><u>第4条 (機関)</u> <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、324,820,000株とする。</p> <p>第7条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第8条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) <u>当社は、100株をもって株式の1 単元とする。</u></p> <p>② 当社は、<u>1 単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u>但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新 設)</p> <p>第8条 (株式取扱規程) <u>当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第9条 (名義書換代理人) <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>② 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>第11条 (株式取扱規程) <u>当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条 (株主名簿管理人) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、実質株主通知の受理、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>第10条（基準日）</p>	<p>（削 除）</p>
<p><u>当社は、毎決算期日現在の株主名簿に記載された株主（実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ。）を以て、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p>	
<p>② <u>前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条（招集及び招集権者）</p>	<p>第13条（招集）</p>
<p>当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</u></p> <p>③ <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。</u> (新 設)</p> <p>第12条 (議長) 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。<u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>② <u>議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第14条 (定時株主総会の基準日)</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>第15条 (招集権者及び議長)</u> 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第13条 (決議) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき株主総会決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。</p> <p>第14条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。</p> <p>② この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>	<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (議事録) <u>株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行いその原本を当会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第17条 (選任) 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し、累積投票によらないものとする。</u> (新 設)</p> <p>第18条 (任期) <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときをもって満了する。但し、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>第19条 (代表取締役) <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) (現行どおり)</p> <p>第20条 (取締役の選任方法) (現行どおり)</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第21条 (取締役の任期) <u>取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第20条 (役付取締役) <u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第21条 (招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。 ② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 ③ 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>第22条 (招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前にこれを発する。但し、<u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを招集することができる。</u> (新 設)</p>	<p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。</u> (削 除)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長) (現行どおり)</p> <p>② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u> (削 除)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (決議) <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。但し、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。</u> (新 設)</p> <p>第24条 (議事録) <u>取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</u> (新 設)</p>	<p>第25条 (取締役会の決議方法等) <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (削 除)</p> <p>第26条 (取締役会規程) <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。 (新 設)</p>	<p>第27条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。 ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限定額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第26条 (<u>社外取締役との間の責任限定契約</u>) <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第27条 (報酬) 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 (員数) 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第29条 (選任決議) 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>第30条 (任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときをもって終了する。</u> <u>但し、任期満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>第31条 (常勤監査役) 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第32条 (招集及び議長) 監査役会は、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。但し、必要あるときは、他の監査役も監査役会を招集することができる。</p> <p>第33条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (監査役の員数) (現行どおり)</p> <p>第30条 (監査役の選任方法) (現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>第31条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第32条 (常勤の監査役) 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第33条 (監査役会の招集及び議長) (現行どおり)</p> <p>第34条 (監査役の招集通知) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第34条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で決する。</p> <p>第35条 (監査役会の議事録) <u>監査役会における議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</u></p> <p>第36条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または本定款の<u>他</u>、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第37条 (報酬) 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第38条 (監査役の責任免除) 当社は<u>商法第280条第1項</u>の規定により取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第35条 (監査役会の決議方法) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第36条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第37条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第38条 (監査役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項</u>の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第39条 (営業年度) 当社の<u>営業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>② <u>決算は、毎営業年度末日に行う。</u></p> <p>第40条 (利益配当・中間配当) <u>利益配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に中間配当をすることができる。</u></p> <p>③ <u>前 2 項の配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとし、未払配当金には利息はつけないものとする。</u></p>	<p>② <u>当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第39条 (事業年度) 当社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの<u>1 年</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第40条 (剰余金の配当の基準日) <u>当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>② <u>当会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>③ <u>当会社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第41条 (配当金の除斥期間)</u> <u>剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> ② <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

[定款変更案2]

(第3号議案に係る会社分割の効力発生日をもって変更)

(下線部分に変更箇所)

定款変更案1による変更後の定款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条 (商号) 当会社は、<u>アルゼ株式会社</u>と称し、英文では、<u>ARUZE CO RP.</u>と表示する。</p>	<p>第1章 総 則 第1条 (商号) 当会社は、<u>アルゼホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>ARUZE HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p>

第3号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社の主力事業であるパチスロ・パチンコ事業部門を吸収分割により、当社の100%子会社であるアルゼ分割準備株式会社（分割に伴い、アルゼ株式会社に商号変更予定）に承継させ、独立した事業会社とすることで、責任と権限を明確にし、機動的な業務執行を行える体制といたします。

また、従来のアルゼ株式会社は吸収分割の効力発生日をもってアルゼホールディングス株式会社に商号変更し、「研究開発・特許管理」、「投資管理」、「グループ金融」、「不動産管理」等の機能に特化するとともに「業務用ゲーム機の開発・製造・販売及び海外向けカジノ機器開発・製造・販売事業等のパチスロ・パチンコ事業以外の事業」を併せて行う事業持株会社に移行します。

以上の体制を構築することにより、経営の健全性と透明性を高めコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

吸収分割の効力発生日は、平成18年10月1日を予定しております。

株主の皆さまにおかれましては、以上の趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

2. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書（写）

アルゼ株式会社（住所は、東京都江東区有明三丁目1番地25有明フロンティアビルA棟。以下「甲」という。）及びアルゼ分割準備株式会社（住所は、東京都江東区有明三丁目1番地25有明フロンティアビルA棟。以下「乙」という。）は、甲のパチスロ・パチンコ事業部門が行う営業（以下「本件営業」という。）に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第4条に定める権利義務（以下「本件権利義務」という。）を乙に承継させるため、吸収分割を行う。

第2条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式98,000株を交付する。

第3条（乙の資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 4,900,000,000円
- (2) 資本準備金 株主払込資本変動額（会社計算規則第64条に定めるものをいう。）から(1)に掲げる額を控除して得た額。
- (3) 利益準備金 0円

第4条（本権利義務）

1. 乙は、本件分割に際して、甲から、別紙承継権利義務明細表に記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
2. 甲から乙に対する債務及び義務の承継は、併存的債務引受の方法による。但し、甲乙間においては、乙がかかる債務の全部を負担するも

のとし、甲がかかると債務の全部又は一部を弁済したときは、乙は、甲の請求に基づき、その弁済額及び弁済のために要した費用を甲に対し支払う。

第5条（分割承認総会）

甲及び乙は、平成18年6月29日に、それぞれの株主総会（以下「分割承認総会」という。）を開催し、本契約書の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、本件分割手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成18年10月1日とする。但し、本件分割手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、平成18年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。）又は登録株式質権者に対し、平成18年6月29日開催予定の定時株主総会における承認を得て、総額16億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、効力発生日までに、剰余金の配当を行わない。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第9条（競業禁止義務の免除）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わない。

第10条（本契約の条件変更及び中止）

本契約締結後、効力発生日に至るまでに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、又は経営環境に著しい変更が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、本件分割の条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（本件分割契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、甲又は乙いずれかの株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合。
- (2) 効力発生日の前日までに、国内外の法令に定める関係官庁等の承認を得られなかった場合。

第12条（乙の増資）

乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、甲乙協議の上、甲に対して募集株式を割り当てる方法により増資を行うことができる。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議の上決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年5月24日

甲 東京都江東区有明三丁目1番地25
有明フロンティアビルA棟
アルゼ株式会社
代表取締役 岡田和生 ㊟

乙 東京都江東区有明三丁目1番地25
有明フロンティアビルA棟
アルゼ分割準備株式会社
代表取締役 富士本淳 ㊟

別紙 承継権利義務明細表

(1) 承継させる資産

本件分割に際して、乙が甲から承継する資産は、平成18年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した次に記載するものとする（但し、本件営業に属するものに限る。）。

- ① 受取手形、売掛金、その他本件営業にかかる営業債権
- ② 製品、原材料、その他本件営業にかかるたな卸資産
- ③ 機械装置、工具器具備品、その他本件営業にかかる有形固定資産（土地、建物等の不動産を除く。）
- ④ 敷金、その他本件営業にかかるその他の資産
- ⑤ 本件営業にかかる現預金

なお、本件営業に属する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は乙に承継させず、甲は乙に対して甲及び乙が合意する条件により、本知的財産権を使用又は実施する権利を付与するものとする。

(2) 承継させる債務

本件分割に際して、乙が甲から承継する債務は、平成18年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した次に記載するものとする（但し、本件営業に属するものに限る。）。

- ① 支払手形、買掛金、その他本件営業にかかる仕入債務
- ② 前受金、預り保証金、その他本件営業にかかる得意先に対する債務
- ③ 借入金、社債等で本件事業にかかる金融債務

(3) 承継させるその他の権利義務

本件分割に際して、乙が甲から承継する権利義務は、次に記載する各契約の契約上の地位及びそれらに基づく一切の権利とする。

本件営業に関し第三者と締結した取引基本契約、開発委託契約、使用許諾契約、保守契約、その他の本件営業に属する一切の契約（但し、後記(4)の記載に従い乙に承継されない雇用契約に関するものを除く。）。

- (4) 本件分割に際して、乙は、本件営業に従事する甲の従業員（臨時従業員及びパートタイマーを含むが、効力発生日において甲の従業員でない者を除く。）と甲との間の雇用契約を甲から承継せず、原則として効力発生日

をもって乙に出向させる。但し、本件営業に主として従事する甲の従業員が、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」に定めるところにより、甲との間の雇用契約が承継されないことにつき異議を申し出たときは、乙は、当該雇用契約を承継するものとする。

3. 本件吸収分割に際して交付する金銭等についての定め相当性に関する事項の内容

アルゼ株式会社（以下「甲」という。）は、平成18年10月1日より事業持株会社となることにより、新しいグループ経営体制に移行することといたしました。この事業持株会社体制への移行により、戦略的な意思決定や最適な資源配分をより効果的に実行し、当社及び当社グループの業績回復を実現してまいります。

つきましては、事業持株会社化に当たり、甲の営むパチスロ・パチンコ事業部門（開発本部、製造本部及び営業本部のうち左記事業に係わる部門）を完全子会社であるアルゼ分割準備株式会社（以下「乙」という。）に承継させる吸収分割の方法により行うこととし、これにより発行される乙の普通株式98,000株はすべて分割会社である甲に割り当てます。

また、会社分割の効力発生後のアルゼ分割準備株式会社の資本金及び準備金につきましては、アルゼ分割準備株式会社の資本政策等に鑑み、吸収分割契約書第3条に記載のとおりとすることといたしました。

4. アルゼ分割準備株式会社の成立の日における貸借対照表の内容
 アルゼ分割準備株式会社の平成18年5月12日現在の貸借対照表は以下のとおりであります。

貸借対照表

(平成18年5月12日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	100	流 動 負 債	-
現金及び預金	100	固 定 負 債	-
固 定 資 産	-	引 当 金	-
		負 債 合 計	-
		資 本 の 部	
		資 本 金	100
		資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	-
		資 本 合 計	100
資 産 合 計	100	負 債 及 び 資 本 合 計	100

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されますと就任する取締役の任期は、1年となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに当社の取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式数
1	岡田 和生 (昭和17年10月3日生)	昭和44年12月 ユニバーサルリース株式会社設立 代表取締役社長 昭和48年6月 ユニバーサル技研株式会社（現アルゼ株式会社）設立 代表取締役社長 平成16年9月 当社 取締役会長 平成18年1月 当社 代表取締役会長兼社長（現任）	32,951,500株
2	富士本 淳 (昭和33年3月29日生)	昭和60年10月 株式会社セタ設立 代表取締役社長 平成13年6月 当社入社 常務取締役 平成16年6月 当社 取締役副社長兼開発本部長（現任） [他の法人等の代表状況] 日本アミューズメント放送株式会社 代表取締役 北京アルゼ開発有限公司 代表取締役社長 アルゼ分割準備株式会社 代表取締役	23,900株
3	堀 義人 (昭和21年3月17日生)	昭和45年4月 松下電器産業株式会社 入社 平成2年12月 当社 入社 平成3年1月 当社 管理本部総務部 部長 平成8年1月 当社 経営企画室 次長 平成15年4月 当社 内部監査室 室長 平成15年6月 当社 取締役コンプライアンス担当（現任）	28,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに当社の取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式数
4	澤田 宏之 (昭和28年10月19日生)	<p>昭和58年6月 株式会社ボストンコンサルティンググループ マネージャー</p> <p>平成8年10月 株式会社ジェミニ・コンサルティング 代表取締役</p> <p>平成15年4月 株式会社ジェネックスパートナーズ 取締役会長 (現任)</p> <p>平成16年6月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>平成17年6月 株式会社サイバード 社外取締役 (現任)</p> <p>平成17年10月 株式会社リヴァンプ 社外取締役 (現任)</p> <p>[他の法人等の代表状況] ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 代表取締役 (現任)</p>	—
5	余 語 邦 彦 (昭和31年11月11日生)	<p>昭和58年4月 科学技術庁 原子力局政策課 入庁</p> <p>平成元年6月 米国ダートマス大学経営学修士 (MBA) 取得</p> <p>平成元年7月 科学技術庁 原子力局原子力開発機関管理官付課長補佐</p> <p>平成2年12月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社</p> <p>平成12年5月 株式会社光通信 入社</p> <p>平成12年11月 同社 取締役副社長</p> <p>平成15年8月 株式会社産業再生機構 執行役員</p> <p>平成16年5月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼代表執行役会長・最高経営責任者 (CEO)</p> <p>平成18年1月 同社 退任</p> <p>平成18年6月 株式会社産業再生機構 執行役員 退任</p> <p>平成18年6月 当社 顧問就任 (現任)</p>	—

- (注) 1. 取締役候補者富士本淳氏は、日本アミューズメント放送株式会社、北京アルゼ開発有限公司及びアルゼ分割準備株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社は上記3社の株式を100%保有しているため、富士本氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者澤田宏之氏は、ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社とブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社との間で取引等は行われていないため、澤田氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者澤田宏之氏は、社外取締役候補者であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役吉井紘一氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。監査役候補者2名の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社の監査役であるときの地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	福永明俊 (昭和36年12月13日生)	昭和59年4月 株式会社さくらグループ入社 昭和60年9月 当社 入社 平成15年4月 当社 管理本部財務課 課長 平成17年6月 当社 内部監査室 室長 (現任)	10,300株
2	須藤 實 (昭和20年10月11日生)	昭和44年4月 丸紅株式会社入社 昭和52年4月 丸紅フランス会社出向 金属部 部長 昭和63年9月 丸紅株式会社ソウル支店 金属 部長 平成3年4月 アサヒビール株式会社 国際事 業開発部 副部長 平成6年9月 同社 国際部欧州担当部長 平成10年4月 アサヒビールヨーロッパ社 社 長 平成11年10月 アサヒビール株式会社 酒類事 業本部 担当部長 平成13年9月 同社 社会環境推進部 担当部 長 平成17年10月 同社 顧問 (現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者須藤實氏は、社外監査役候補者であります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます吉井紘一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、退職慰労金の具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
吉井 紘一	平成16年6月 当社監査役（現任）

第7号議案 当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の執行役員、従業員及び顧問に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法（平成17年法律第86号）第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の執行役員、従業員及び顧問に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の執行役員、従業員及び顧問に対し、金銭の払込を要することなく新株予約権を割当てるものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限

後記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株を上限とし、後記(3)①により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内

容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割当ての日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から遡って6ヶ月間（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年6月27日開催の第29期定時株主総会及び平成16年6月29日開催の第31期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場合には、行使価額は当該株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から4年を経過する日までの範囲内で取締役会にて定める期間とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記i.記載の資本金等増加限度額から前記i.に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得事由及び条件

- i. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができる。
- ii. 当社は、新株予約権者が後記⑦に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権の行使の条件

- i. 対象者は、権利行使時においても当社子会社の取締役または当社もしくは当社子会社の執行役員、従業員もしくは顧問の地位にあたることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ii. 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件などについては後記iv. に挙げる新株予約権付与契約の定めによるものとする。
- iii. 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- iv. その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

⑧組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記①に準じて決定する。
- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記②で定められる行使価額を

調整して得られる再編後払込金額に上記iii. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は前記④に準じて決定する。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

前記⑥に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取り扱い

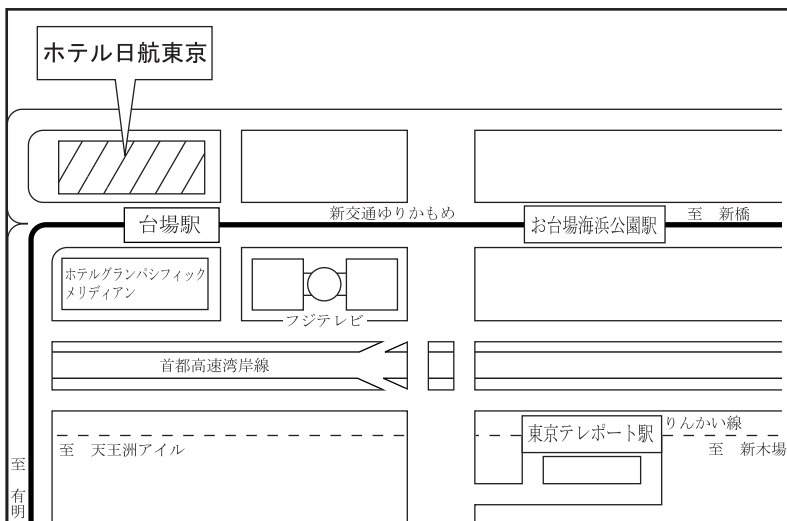
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

第33期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京 ペガサス（1階）
電話（03）5500-5500

最 寄 駅 J R新橋駅から「新交通 ゆりかもめ」で約15分、台場駅下車
（直結）
J R京葉線・地下鉄有楽町線 新木場駅から「りんかい線」で
約7分、東京テレポート駅下車 徒歩約10分



なお、駐車場設備が充分ではありませんのでなるべく公共の交通機関をご利用ください。